

## 第4 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされています。

#### PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

#### (障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ)

##### 基本指針

■計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



##### 計画(Plan)

■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他確保の方策等を定める。

##### 改善(Act)

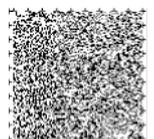
■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施。

##### 実行(Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

##### 評価(Check)

■成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。  
■中間評価の際には、障がい者保健福祉専門分科会の意見を聴くとともに、その結果について公表する。  
■活動指標については、適宜実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。



## (1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P 11「2 障がい福祉サービス等に関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P 24「3 障がい福祉サービスに関する種類ごとの実績及び見込量」、P 33「4 地域生活支援事業に関する種類ごとの実績及び見込量」）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

## (2) 点検・評価結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

## 2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、制度の改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

## 3 福岡市障がい者等地域生活支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービス等による取組みを推進するに当たっては、障害者総合支援法に基づき設置された福岡市障がい者等地域生活支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

